



# 男女平等参画社会の実現に 向けた意識づくり

---

## 基本目標 II

基本目標Ⅱ 男女平等参画社会の実現に向けた意識づくり

主要施策3 男女平等参画の理解の推進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	4年度実施計画	4年度実施計画を実現するため、どのような取組を行いますか。	担当課
Ⅱ	3	(1)	男女平等参画の理解を深めるための広報・啓発の充実	<市民に向けた広報・啓発の充実> 広報紙や市のホームページ等の多様な媒体を活用するとともに、講演会や講座等のあらゆる機会をとらえて、性別に基づく無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)をはじめ、男女平等参画の意識啓発を進めます。	広報紙や市のホームページなどを活用し、情報提供や男女平等参画の意識啓発のため、様々なテーマによる講座、講演会を実施する。	定期的に応報紙や市のホームページに掲載し、男女平等参画への理解を深めるため、男女平等参画社会づくり講座、男女平等参画宣言都市講演会を実施する。	人権推進課
Ⅱ	3	(1)	男女平等参画の理解を深めるための広報・啓発の充実	<市民に向けた広報・啓発の充実> 広報紙や市のホームページ等の多様な媒体を活用するとともに、講演会や講座等のあらゆる機会をとらえて、性別に基づく無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)をはじめ、男女平等参画の意識啓発を進めます。	広報紙及び市ウェブサイトで、男女平等参画情報の提供を継続する。	広報紙においては毎月概ね2ページをシリーズ人権として設け、その一部で男女平等参画の情報を掲載する。ウェブサイトにおいても同様に男女平等参画の取組や情報の提供を行う。	秘書広報課
Ⅱ	3	(1)	男女平等参画の理解を深めるための広報・啓発の充実	<市民との協働でつくる男女平等参画事業の推進> 男女平等参画の考え方を浸透させるために市民との協働による取組を進めます。	グループの活動拠点となる「男女平等参画ルーム」を学習の場として提供し、市民グループの支援を行う。	登録グループの連携と相互理解を図るため、ネットワーク(ステップネット)を組織し、交流、情報交換を図る。	人権推進課
Ⅱ	3	(1)	男女平等参画の理解を深めるための広報・啓発の充実	<市民との協働でつくる男女平等参画事業の推進> 男女平等参画の考え方を浸透させるために市民との協働による取組を進めます。	所管団体等への情報提供を行うことで、自治会の男女平等参画の促進につなげる。	所管団体等への情報提供を行う。	政策推進課
Ⅱ	3	(1)	男女平等参画の理解を深めるための広報・啓発の充実	<事業所等に向けての広報・啓発の推進> 男女平等参画についての理解を深めるため、あらゆる機会を活用して広報、啓発に努めます。	就労の場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信に努めます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発を行います。	産業観光課
Ⅱ	3	(1)	男女平等参画の理解を深めるための広報・啓発の充実	<固定的な性別役割にとらわれない家庭教育の推進> 乳幼児家庭教育学級や家庭教育学級で性別にとらわれない子育てについての学習機会を提供します。	随時情報の提供に努める一方、講座等で学習機会提供を探る。	講座等のチラシの配架に加えて啓発の機会を設ける。	生涯学習課

II	3	(1)	男女平等参画の理解を深めるための広報・啓発の充実	<固定的な性別役割にとらわれない家庭教育の推進>乳幼児家庭教育学級や家庭教育学級で性別にとらわれない子育てについての学習機会を提供します。	関係機関とともに連携を図り、推進する。	他機関と連携を図り、必要な支援と情報提供を行う。	保健推進課
II	3	(1)	男女平等参画の理解を深めるための広報・啓発の充実	<固定的な性別役割にとらわれない家庭教育の推進>乳幼児家庭教育学級や家庭教育学級で性別にとらわれない子育てについての学習機会を提供します。	子育てサークル等の公民館利用を支援していきたい。また、効果的な講座イベントなどにより学習機会を提供する。	コロナ禍の中、効果的な公民館利用方法、講座開催方法について工夫をする。くすうを精査する。	文化振興課公民館
II	3	(1)	男女平等参画の理解を深めるための広報・啓発の充実	<固定的な性別役割にとらわれない家庭教育の推進>乳幼児家庭教育学級や家庭教育学級で性別にとらわれない子育てについての学習機会を提供します。	具体的取り組みに沿った子育て講座を開催する。	保護者が必要とする内容を含んだ講座を開催する。	家庭支援課 (子育て支援センター)
II	3	(2)	男女平等を推進する文化創造活動の推進	<子どもに向けた男女平等に関する学習機会の提供>市民活動グループと協働して子どもが男女の人権や男女平等について学ぶための学習機会の提供を推進します。	子ども向けの資料の充実を図り、市民団体等と協力して学習機会を増やす。	子ども向け資料の積極的な収集と、資料の団体貸出を利用して学習機会の提供を行う。	文化振興課図書館
II	3	(2)	男女平等を推進する文化創造活動の推進	<子どもに向けた男女平等に関する学習機会の提供>市民活動グループと協働して子どもが男女の人権や男女平等について学ぶための学習機会の提供を推進します。	例年に引き続き、講習講座や体験活動、居場所事業等を予定しているが、あらゆる場面を人権尊重の視点で行っていく。	事業を行う際の視点として、泉南市子どもの権利条例をはじめ、人権尊重の視点を青少年センターの基盤として積極的に位置づけしていく。	生涯学習課(青少年センター)
II	3	(2)	男女平等を推進する文化創造活動の推進	<子どもに向けた男女平等に関する学習機会の提供>市民活動グループと協働して子どもが男女の人権や男女平等について学ぶための学習機会の提供を推進します。	「人権教育基本方針・推進プラン」「人権保育基本方針・推進プラン」及び「泉南市男女平等教育基本方針」により、各校園所で人権教育・保育推進計画を作成し、その計画の点検・総括を行う。	・年度初めに人権教育・保育推進計画作成提出の依頼を行う。 ・年度末には各校園で点検総括を行い、提出をするよう依頼を行う。	指導課
II	3	(2)	男女平等を推進する文化創造活動の推進	<子どもに向けた男女平等に関する学習機会の提供>市民活動グループと協働して子どもが男女の人権や男女平等について学ぶための学習機会の提供を推進します。	「人権教育基本方針・推進プラン」「人権保育基本方針・推進プラン」及び「泉南市男女平等教育基本方針」により、各校園所で人権教育・保育推進計画を作成し、その計画の点検・総括を行う。	・年度初めに人権教育・保育推進計画作成提出の依頼を行う。 ・年度末には各校園で点検総括を行い、提出をするよう依頼を行う。	人権国際教育課

II	3	(2)	男女平等を推進する文化創造活動の推進	＜男女平等参画の視点に立った文化活動の推進＞市民の多様な文化創造活動が男女平等参画の視点で実践されるよう活動支援を行います。	子どもから大人、男女を問わず、すべての人が文化活動に参加でき、交流できるイベント等を推進する。	子どもから大人、男女を問わず、すべての人が文化活動に参加でき、交流できるイベント等を推進する。	文化振興課公民館
II	3	(2)	男女平等を推進する文化創造活動の推進	＜男女平等参画の視点に立った文化活動の推進＞市民の多様な文化創造活動が男女平等参画の視点で実践されるよう活動支援を行います。	老若男女問わず伝統文化に触れることが出来るように市内各地に残される盆踊りを伝承する団体の支援を引き続き行う。	日舞、茶華道など日本の伝統芸能を学ぶ団体が子どもたちに教室を行う際にも活動支援となるように、国の支援金が受給できるように積極的に働きかけを行う。	生涯学習課
II	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜情報発信の表現の見直し＞広報紙や市のホームページ等において、固定的な性差観にとらわれない、人権尊重の表現を推進します。	広報紙や市ウェブサイトについて、固定的な性差観にとらわれない表現を行うよう努める。	広報紙や市ウェブサイトにおいては、すべての掲載記事で性差にとらわれることのない人権尊重の表現の使用を心掛け、読者が誤解を招きやすい表現を避けるよう作成する。	秘書広報課
II	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜情報発信の表現の見直し＞広報紙や市のホームページ等において、固定的な性差観にとらわれない、人権尊重の表現を推進します。	広報紙や市のホームページ等において、ジェンダーフリーに配慮した表現の推進を図ります。	広報紙や市のホームページ等において、ジェンダーフリーに配慮した表現の推進を図ります。	人権推進課
II	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜男女平等の表現に関する学習機会の充実＞市民や地域団体・事業所等が男女平等の視点に配慮した表現について学べる機会の提供を推進します。	講座や講演会、啓発誌を通じて、男女平等の視点に配慮した表現について学べる機会を提供します。	講座や講演会、啓発誌を通じて、男女平等の視点に配慮した表現について学べる機会を提供します。	人権推進課
II	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及＞学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力(メディア・リテラシー)を育みます。	講座や講演会、啓発誌を通じて、男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及に努める。	男女平等参画社会づくり講座Ⅰ及び男女平等参画都市宣言啓発講演会などにおいて啓発を行う。	人権推進課
II	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及＞学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力(メディア・リテラシー)を育みます。	各学校園で情報処理・情報発信能力をつけるための学習やメディアリテラシー能力を育むための学習を進める。	校長会や担当者会、ヒアリングの際に取組を進めるための情報共有等を行う。	人権国際教育課
II	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及＞学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力(メディア・リテラシー)を育みます。	引き続き児童生徒に対し男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及に努め、情報処理・情報発信能力の育成を図るとともに教職員や保護者に対しても男女平等、男女共同参画の啓発・推進に努める。	学校園における情報モラル教育を推進し、各校において系統表を作成。保護者に対しても広く啓発する。	指導課

II	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及＞学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力(メディア・リテラシー)を育みます。	随時情報の提供に努める一方講座等で学習機会提供を促す。	講座等のチラシの配架に加えて啓発の機会を設ける。	生涯学習課
II	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及＞学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力(メディア・リテラシー)を育みます。	Web公民館まつり・展示会等を開催し、公民館利用者が普段の活動成果を、Web上で発信できる環境の推進を図る。	Web公民館まつり・展示会等を開催し、公民館利用者が普段の活動成果を、Web上で発信できる環境の推進を図る。	文化振興課公民館
II	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜メディア・リテラシーに関するセミナーの開催＞男女平等参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力(メディア・リテラシー)を養うための啓発・学習機会を提供します。	講座や講演会、啓発誌を通じて、男女平等の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力を養うための啓発・学習機会を提供する。	男女平等参画社会づくり講座Ⅰ及び男女平等参画都市宣言啓発講演会などにおいて啓発を行う。	人権推進課
II	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜メディア・リテラシーに関するセミナーの開催＞男女平等参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力(メディア・リテラシー)を養うための啓発・学習機会を提供します。	随時情報の提供に努める一方講座等で学習機会の提供をする。	講座等のチラシの配架に加えて啓発の機会を設ける。	生涯学習課
II	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜メディア・リテラシーに関するセミナーの開催＞男女平等参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力(メディア・リテラシー)を養うための啓発・学習機会を提供します。	男女平等参画の視点から、メディア・リテラシーに役立つ情報を提供する。	多様なニーズに対応できるよう、様々な情報の収集に努める。	文化振興課図書館

基本目標Ⅱ 男女平等参画社会の実現に向けた意識づくり

主要施策4 子どもの頃からの教育及び意識啓発の推進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	4年度実施計画	4年度実施計画を実現するため、どのような取組を行いますか。	担当課
Ⅱ	4	(1)	男女平等を推進する学校教育の充実	<市立の幼稚園・小・中学校における男女平等教育の推進>「泉南市男女平等教育基本方針」に基づき、男女平等教育を推進します。	「人権教育基本方針・推進プラン」「人権保育基本方針・推進プラン」及び「泉南市男女平等教育基本方針」により、各校園所で人権教育・保育推進計画を作成し、その計画の点検・総括を行う。	・年度初めに人権教育・保育推進計画作成提出の依頼を行う。 ・年度末には各校園で点検総括を行い、提出をするよう依頼を行う。	人権国際教育課
Ⅱ	4	(1)	男女平等を推進する学校教育の充実	<市立の幼稚園・小・中学校における男女平等教育の推進>「泉南市男女平等教育基本方針」に基づき、男女平等教育を推進します。	「人権教育基本方針・推進プラン」「人権保育基本方針・推進プラン」及び「泉南市男女平等教育基本方針」により、各校園所で人権教育・保育推進計画を作成し、その計画の点検・総括を行う。	・年度初めに人権教育・保育推進計画作成提出の依頼を行う。 ・年度末には各校園で点検総括を行い、提出をするよう依頼を行う。	指導課
Ⅱ	4	(1)	男女平等を推進する学校教育の充実	<性別にとらわれない職業観等の育成>性別にかかわらず多様な職業選択を可能にする職業観の醸成を図るとともに、児童生徒の発達段階に応じて男女平等の視点に立った教育に取り組めます。	「人権教育基本方針・推進プラン」「人権保育基本方針・推進プラン」及び「泉南市男女平等教育基本方針」により、各校園所で人権教育・保育推進計画を作成し、その計画の点検・総括を行う。	・年度初めに人権教育・保育推進計画作成提出の依頼を行う。 ・年度末には各校園で点検総括を行い、提出をするよう依頼を行う。	人権国際教育課
Ⅱ	4	(1)	男女平等を推進する学校教育の充実	<性別にとらわれない職業観等の育成>性別にかかわらず多様な職業選択を可能にする職業観の醸成を図るとともに、児童生徒の発達段階に応じて男女平等の視点に立った教育に取り組めます。	発達段階に応じた職業観、男女平等の精神を育むことができるように各校において権利教育の指導計画を作成する。	中学校において権利教育として、各校での社会科において、男女共同参画社会基本法や労働分野における男女雇用機会均等法、政治分野での男女共同参画推進法について学習を行い、生徒の職業観を醸成する。	指導課
Ⅱ	4	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	<教職員の研修の充実>教育関係者のジェンダーに対する理解を深め、男女平等参画の視点をもった教育・保育の実践につながる研修を充実するとともに、自主的な研究活動を支援します。	各校園でジェンダーに対する理解を深めるため、性的マイノリティの当事者との出会いや多様な性と出会う取り組みを推進する。	各校園に対するヒアリングの際に、取組についての働きかけをする。	人権国際教育課
Ⅱ	4	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	<教職員の研修の充実>教育関係者のジェンダーに対する理解を深め、男女平等参画の視点をもった教育・保育の実践につながる研修を充実するとともに、自主的な研究活動を支援します。	性の多様性から、自分と向き合うきっかけとするとともに、どんな性も排除しない校園所作りに向けて、当事者と出会う研修を計画する。	教職員のジェンダーに対する理解を深めるため、校園所の園内研修において、LGBT当事者との出会いや多様な性と出会う取り組みを推進する。	指導課

II	4	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜教職員の研修の充実＞教育関係者のジェンダーに対する理解を深め、男女平等参画の視点をもった教育・保育の実践につながる研修を充実するとともに、自主的な研究活動を支援します。	男女平等参画の視点を踏まえた教育・保育の実践につながる研修を開催する。	全教職員が研修に参加できるように開催日時の検討を行う。	保育子ども課
II	4	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜学校、園行事等での固定的な性別役割分担意識の解消の推進＞市立校園のPTA活動に男女がともに積極的に参加・参画するよう働きかけます。	学校園行事でのPTA活動に男女両性が積極的に参加・参画するよう、働きかける。	各校園に対するヒアリングの際に、性的役割分担意識の解消に向けた働きかけを行う。	人権国際教育課
II	4	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜学校、園行事等での固定的な性別役割分担意識の解消の推進＞市立校園のPTA活動に男女がともに積極的に参加・参画するよう働きかけます。	認定こども園・保育所等における保護者会活動、保護者の活動に、男女両性が積極的に参加・参画できるよう働きかけます。	男女共にPTA活動に参加できるように開催日時の検討	保育子ども課
II	4	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜保護者への啓発活動の充実＞男女平等参画の意識が浸透するように多様な媒体や方法で保護者への情報提供や啓発活動を充実します。	男女混合の教育活動を通じた情報発信をするなかで情報共有や啓発活動を行う。	各校園に対するヒアリングの際に、保護者への啓発活動の充実に関して働きかけを行う。	人権国際教育課
II	4	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜保護者への啓発活動の充実＞男女平等参画の意識が浸透するように多様な媒体や方法で保護者への情報提供や啓発活動を充実します。	学校園行事でのPTA活動や保護者研修での情報提供や啓発活動を行う。	学校園行事でのPTA活動に性別にかかわらず積極的に参加、参画するよう継続的にはたらきかけ、ジェンダーに対する理解を深める。	指導課
II	4	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜保護者への啓発活動の充実＞男女平等参画の意識が浸透するように多様な媒体や方法で保護者への情報提供や啓発活動を充実します。	コロナ禍での情報共有・情報提供のあり方の検討及びより一層のICTの活用を行い、情報提供や啓発活動の充実を図る。	関係機関との連携強化	保育子ども課
II	4	(3)	性に関する理解の促進と健康に対する知識の普及の推進	＜性に関する適切な理解と健康に対する学習の推進＞性的指向や性自認など、性の多様性に対する理解や男女の身体的特徴についての正確な知識を持つことにより、お互いを尊重することができるよう、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を充実させます。また、薬物乱用防止・飲酒や喫煙への依存に対する注意喚起を継続的に行うとともに、親や青少年等を対象とした学習機会の充実を図ります。	各校園で、発達年齢に応じ、保健の教科書や教材等を活用して、性に関する適切な理解と健康に対する学習を推進する。	各校園に対するヒアリングや授業研究等の際に、指導助言や様々な情報提供を行い、取組を推進する。	人権国際教育課

II	4	(3)	性に関する理解の促進と健康に対する知識の普及の推進	<p>&lt;性に関する適切な理解と健康に対する学習の推進&gt;性的指向や性自認など、性の多様性に対する理解や男女の身体的特徴についての正確な知識を持つことにより、お互いを尊重することができるよう、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を充実させます。また、薬物乱用防止・飲酒や喫煙への依存に対する注意喚起を継続的に行うとともに、親や青少年等を対象とした学習機会の充実を図ります。</p>	<p>LGBTQ+に対する確かな知識と理解を深める。飲酒、喫煙、薬物乱用においても確かな知識を得られるように学校外部の組織とも連携を図る。</p>	<p>各学校において体育主任が中心となり体育科の保健領域における推進計画を作成するように発信する。発達段階に応じた指導となるよう低学年から系統立てた指導となるように助言を行う。</p>	指導課
II	4	(3)	性に関する理解の促進と健康に対する知識の普及の推進	<p>&lt;性に関する適切な理解と健康に対する学習の推進&gt;性的指向や性自認など、性の多様性に対する理解や男女の身体的特徴についての正確な知識を持つことにより、お互いを尊重することができるよう、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を充実させます。また、薬物乱用防止・飲酒や喫煙への依存に対する注意喚起を継続的に行うとともに、親や青少年等を対象とした学習機会の充実を図ります。</p>	<p>性自認や性の多様性について正しい知識を持つために、講座や講演会を開催し、学習機会の提供する。</p>	<p>「男女平等参画社会づくり講座」などを通じて、性の多様性についても理解を促進していく。</p>	人権推進課
II	4	(3)	性に関する理解の促進と健康に対する知識の普及の推進	<p>&lt;性に関する適切な理解と健康に対する学習の推進&gt;性的指向や性自認など、性の多様性に対する理解や男女の身体的特徴についての正確な知識を持つことにより、お互いを尊重することができるよう、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を充実させます。また、薬物乱用防止・飲酒や喫煙への依存に対する注意喚起を継続的に行うとともに、親や青少年等を対象とした学習機会の充実を図ります。</p>	<p>関係機関とともに連携を図り、推進する。</p>	<p>他機関と連携を図り、必要な支援と情報を行う。 中学校でのがん教育の開催。</p>	保健推進課
II	4	(3)	性に関する理解の促進と健康に対する知識の普及の推進	<p>&lt;相談窓口の充実&gt;さまざまな性に関する相談窓口の情報提供を行います。</p>	<p>相談窓口など情報発信を行う。</p>	<p>相談窓口のパンフレットを配架する。</p>	保健推進課
II	4	(3)	性に関する理解の促進と健康に対する知識の普及の推進	<p>&lt;相談窓口の充実&gt;さまざまな性に関する相談窓口の情報提供を行います。</p>	<p>公共施設に相談窓口の案内カードを設置するとともに、市の講座、イベントにおいても配布し、情報提供を行う。</p>	<p>公共施設のトイレやロビーなどに相談窓口の案内カードを設置するとともに、保健センターでは、妊婦健診、集団検診等でも配布し、情報提供を行う。</p>	人権推進課

基本目標Ⅱ 男女平等参画社会の実現に向けた意識づくり

主要施策5 多様な選択を可能にする社会教育の推進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	4年度実施計画	4年度実施計画を実現するため、どのような取組を行いますか。	担当課
Ⅱ	5	(1)	男女平等参画を進める人材育成	＜女性グループの育成支援＞グループ、団体等の求めに応じて、女性の力が活かされるよう助言を行い、活動を支援します。せんなん男女平等参画ルーム「ステップ」の事業などを協働で行うことにより、女性の企画力向上を図ります。また、女性のチャレンジを支援するための多方面にわたる情報の収集と提供をします。	憲法週間&男女平等参画週間「市民の集い」等において、ステップ登録グループの活動の広報やネットワーク拡大を、ステップ登録グループと協働で行う。	憲法週間&男女平等参画週間「市民の集い」等において、ステップ登録グループの活動の広報やネットワーク拡大を、ステップ登録グループと協働で行う。	人権推進課
Ⅱ	5	(1)	男女平等参画を進める人材育成	＜女性リーダー育成のための支援＞さまざまな分野で男女平等の視点をもった女性リーダーが活躍できるよう、女性リーダーを育成するとともに、女性リーダーがつながるためのネットワーク支援を推進します。	「ステップ」の登録グループが利用しやすい環境を整え、ルームの活動を活性化させ、ネットワークの支援に努める。	女性リーダー育成及び女性リーダーがつながるための支援として、「ステップネット会議」を開催し、活動団体の意見交換や情報提供により、女性のキャリア形成や職域拡大につなげていく。	人権推進課
Ⅱ	5	(1)	男女平等参画を進める人材育成	＜女性リーダー育成のための支援＞さまざまな分野で男女平等の視点をもった女性リーダーが活躍できるよう、女性リーダーを育成するとともに、女性リーダーがつながるためのネットワーク支援を推進します。	地域やコミュニティ活動における女性リーダーの育成と指導的立場への参画が促進されるように支援する。	地域やコミュニティ活動における女性リーダーの育成と指導的立場への参画が促進されるように支援を行う。	政策推進課
Ⅱ	5	(1)	男女平等参画を進める人材育成	＜女性リーダー育成のための支援＞さまざまな分野で男女平等の視点をもった女性リーダーが活躍できるよう、女性リーダーを育成するとともに、女性リーダーがつながるためのネットワーク支援を推進します。	女性リーダーの育成を推進できるように、効果的な講座等を推進する。	事業内容は、男女差、年齢等によって学習効果に差が生じないように努める。	文化振興課公民館
Ⅱ	5	(1)	男女平等参画を進める人材育成	＜女性リーダー育成のための支援＞さまざまな分野で男女平等の視点をもった女性リーダーが活躍できるよう、女性リーダーを育成するとともに、女性リーダーがつながるためのネットワーク支援を推進します。	これまで同様に、女性が中心となって活躍する団体の活動の情報発信や活動の支援を行っていく。	情報発信のための情報収集や、活動団体支援のための調整等、共催事業の開催も含め取り組んでいく。	生涯学習課(青少年センター)
Ⅱ	5	(1)	男女平等参画を進める人材育成	＜女性リーダーリストの作成＞地域活動や市民活動、企業など、さまざまな分野で男女平等の視点をもって活躍しているリーダーのリストを作成するとともに女性リーダーがつながるためのネットワーク支援やリストの活用を推進します。	グループの活動拠点となる「男女平等参画ルーム」を学習の場として提供し、市民グループの支援を行う。	登録グループの連携と相互理解を図るため、ネットワーク(ステップネット)を組織し、交流、情報交換を図る。	人権推進課

II	5	(1)	男女平等参画を進める 人材育成	＜女性のエンパワーメント支援＞働く、学ぶ、 交流するなど、さまざまなチャレンジに関する 情報を収集するとともに、広報紙や市のホーム ページ等の多様な媒体を通じて情報提供 をします。	女性のチャレンジを応援する講座を開催する。 各市の情報を収集し、必要な情報提供を行う。	女性のチャレンジを応援する講座を開催する。 各市の情報を収集し、必要な情報提供を行う。	人権推進課
II	5	(1)	男女平等参画を進める 人材育成	＜女性のエンパワーメント支援＞働く、学ぶ、 交流するなど、さまざまなチャレンジに関する 情報を収集するとともに、広報紙や市のホーム ページ等の多様な媒体を通じて情報提供 をします。	女性のエンパワーメント支援に関する図書を展示、貸出 等により情報提供をする。	仕事や学習に結び付く資料も含め、幅広い分野の資料 の収集に努める。	文化振興課図書 館
II	5	(1)	男女平等参画を進める 人材育成	＜女性のエンパワーメント支援＞働く、学ぶ、 交流するなど、さまざまなチャレンジに関する 情報を収集するとともに、広報紙や市のホーム ページ等の多様な媒体を通じて情報提供 をします。	随時情報の提供に努める一方、講座等で学習機会提 供を探る。	講座等のチラシの配架に加えて啓発の機会を設ける。	生涯学習課
II	5	(1)	男女平等参画を進める 人材育成	＜女性のエンパワーメント支援＞働く、学ぶ、 交流するなど、さまざまなチャレンジに関する 情報を収集するとともに、広報紙や市のホーム ページ等の多様な媒体を通じて情報提供 をします。	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速 やかに発信し、広報・啓発に努めます。	産業観光課、地域就労支援センターにおいて、求人情 報・職業訓練情報の提供を行います。	産業観光課
II	5	(2)	生涯学習に関する情報 の提供	＜利用しやすい男女平等参画推進拠点づく り＞せんなん男女平等参画ルーム「ステッ プ」について、「ステップネット」を中心とした 市民が主体的に運営し、交流、情報収集や 意見交換などが気軽に行えるように支援しま す。	ステップネット(せんなん男女平等参画ルームネットワ ーク会議)を通じ、さまざまな世代のグループ構成員の交 流を図ります。	ステップネットを通じて、男女平等参画ルーム「ステッ プ」の構成員の交流・意見交換、情報共有に努めます。	人権推進課
II	5	(2)	生涯学習に関する情報 の提供	＜生涯学習に関する情報の提供＞年齢や性 別にかかわらず参加できる生涯学習に関す る情報を、さまざまな機会、媒体を通して提 供します。	年齢や性別を問わず、今後とも多くの方に学習していただける ような機会とPRを行う。	講座等のチラシの配架に加えて啓発の機会を設ける。	生涯学習課
II	5	(2)	生涯学習に関する情報 の提供	＜生涯学習に関する情報の提供＞年齢や性 別にかかわらず参加できる生涯学習に関す る情報を、さまざまな機会、媒体を通して提 供します。	広報紙及び市ウェブサイトで、生涯学習に関する情報の提供を 継続する。	広報紙においては毎月2ページを情報ボックスとして設 け、その一部で生涯学習の情報を掲載する。ウェブサ イトにおいても同様に生涯学習の取組や情報の提供を 継続的に行う。	秘書広報課

II	5	(2)	生涯学習に関する情報の提供	＜生涯学習に関する情報の提供＞年齢や性別にかかわらず参加できる生涯学習に関する情報を、さまざまな機会、媒体を通して提供します。	生涯学習に関する情報を「地域の情報コーナー」に設置し、提供する。また、資料を幅広く収集し、貸出等を行う。	生涯学習に関する情報や資料を、積極的に収集する。	文化振興課図書館
II	5	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜男女平等参画に関わる資料などの充実＞図書館資料の充実を図り、関連情報や資料を、積極的に提供します。	男女平等参画等の人権に関わる資料を幅広く収集し、市民に提供する。	常設の特集コーナーの資料の貸出や、地域の情報コーナーでのパンフレット類の配下による情報提供などを積極的に行う。	文化振興課図書館
II	5	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜社会教育に携わる人々への学習機会の提供＞地域団体や関係団体の代表者、生涯学習の講座を企画・運営する担当者などに対して、男女平等参画の視点をもてるような学習機会を提供します。	随時情報の提供に努める一方、講座等で学習機会提供を探る。	講座等のチラシの配架に加えて啓発の機会を設ける。	生涯学習課
II	5	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜社会教育に携わる人々への学習機会の提供＞地域団体や関係団体の代表者、生涯学習の講座を企画・運営する担当者などに対して、男女平等参画の視点をもてるような学習機会を提供します。	男女平等参画の視点に則した講座・講演会を開催し、社会教育に携わる人へ学習機会を提供する。	講座・講演会の開催にあたっては、学校関係機関への案内・周知も行います。	人権推進課
II	5	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜社会教育に携わる人々への学習機会の提供＞地域団体や関係団体の代表者、生涯学習の講座を企画・運営する担当者などに対して、男女平等参画の視点をもてるような学習機会を提供します。	所管団体等への情報提供を行うことで、自治会の男女平等参画の促進につなげる。	所管団体等への情報提供を行う。	政策推進課
II	5	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜社会教育に携わる人々への学習機会の提供＞地域団体や関係団体の代表者、生涯学習の講座を企画・運営する担当者などに対して、男女平等参画の視点をもてるような学習機会を提供します。	職員に対し、社会教育について研修等を行い、意識啓発につなげる。	生涯学習の講座を企画・運営する担当者の男女平等参画意識の醸成を図るため、研修実施に際しては、周知を行い参加を促す。	人事課